

# 歴史みらいパーク条例

## 第1章 総則

(設置)

**第1条** 町民の福祉の向上を図るとともに、生涯教育の推進と文化の発展に寄与するため、歴史みらいパーク（以下「公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称       | 位置        |
|----------|-----------|
| 歴史みらいパーク | 五戸町字館1番地1 |

(公園内施設)

**第3条** 公園内に五戸町図書館（以下「図書館」という。）、五戸代官所（以下「代官所」という。）及びイベント広場を設置する。

(管理)

**第4条** 公園は、五戸町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

## 第2章 公園

### 第1節 公園

(使用の範囲)

**第5条** 公園の使用に当たって、許可を必要とする施設以外のものについては、この条例に違反しない限りにおいて、使用の範囲を限定しない。

(使用の許可)

**第6条** 公園施設のうち、イベント広場を使用しようとする者は、規則の定めるところにより教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

**第7条** 教育委員会は、公園の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を停止することができる。

- (1) 公園の秩序を乱し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 公園の施設をき損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 公園の管理に支障があると認めるとき。
- (4) その他教育委員会が不適當と認めるとき。

(行為の制限)

**第8条** 公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として行う写真又は映画の撮影、興行その他これらに類する行為をすること。

(3) 集会、展示会その他これらに類する催しのため、公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 教育委員会は、前項の許可について、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

**第9条** 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、公園の使用条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正行為により使用の許可を受けたとき。

(3) 使用の許可後第7条各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当することになったとき。

(4) その他公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定（第4号の場合は、災害等による緊急の必要があるときに限る。）により使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消した場合において、当該変更、停止又は取消しにより、第7条の規定により公園の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害を及ぼすことがあっても、教育委員会はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

**第10条** 公園施設のうち、第6条のイベント広場を使用しようとする者は、別表の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

2 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

**第11条** 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他不可抗力により使用できなくなったとき。

(2) 第9条第1項第4号の規定により使用を取り消したとき。

(3) 教育委員会規則で定める期限までに使用中止の届出があったとき。

(使用料の減免)

**第12条** 教育委員会は、社会教育上又は公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があると認めるときは、その申請により使用料を減免することができる。

(特別設備の設置等の許可)

**第13条** 使用者が公園の使用に当たって、特別の設備を設置し、又は特殊物品の搬入をしよ

うとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用者の原状回復の義務)

**第14条** 使用者は、その使用を終わったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、第9条第1項4号の場合において、教育委員会がその義務を免除したときは、この限りでない。

2 使用者が前項本文の規定による義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。

(損害賠償)

**第15条** 公園の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、教育委員会の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

## **第2節 図書館**

(目的)

**第16条** 図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する施設とする。

(休館日)

**第17条** 図書館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、館長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「国民の祝日」という。）に規定する休日に当たるときは、その翌日

(2) 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）

(3) 館内整理日（毎月末日、ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たるときは、その前日）

(4) 特別整理期間（年間15日以内で館長が定める日）

(開館時間)

**第18条** 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

| 区分             | 開館時間          |
|----------------|---------------|
| 火曜日から金曜日まで     | 午前10時から午後7時まで |
| 土曜日、日曜日及び国民の祝日 | 午前10時から午後5時まで |

(職員)

**第19条** 図書館に館長その他必要な職員を置く。

(図書館奉仕)

**第20条** 図書館は、必要に応じ、配本所及び巡回文庫を設けることができる。

(図書館協議会)

**第21条** 図書館に五戸町図書館協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

**第22条** 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は10人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

**第23条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、特別の事情が生じた場合には、協議会の委員を免ずることができる。

### **第3節 代官所**

(目的)

**第24条** 代官所は、郷土の歴史的建造物の復元想定施設として歴史的史実を伝えるため、展示物として一般公衆の観覧に供する施設とする。

### **第3章 指定管理**

(指定管理者が行う業務の範囲)

**第25条** 五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年五戸町条例第14号。以下「指定管理者条例」という。）第2条の規定により同条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に歴史みらいパーク及び附属施設の管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 歴史みらいパーク及び附属施設の使用の許可に関すること。
- (2) 歴史みらいパーク及び附属施設の設備等の維持管理に関すること。
- (3) その他歴史みらいパーク及び附属施設の管理運営に関し必要な業務

(指定管理者に管理を行わせた場合の使用料金の納入等)

**第26条** 指定管理者条例第2条の規定により指定管理者に歴史みらいパーク及び附属施設の管理を行わせることとした場合は、歴史みらいパーク及び附属施設を使用する者は、第10条の規定にかかわらず、その使用に係る使用料を当該指定管理者に納入しなければならない。

- 2 使用料の額は、別表に定める使用料の額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。使用料金の額を変更する場合も、同様とする。
- 3 第1項の規定により指定管理者に納入された使用料金は、当該指定管理者の収入とする。
- 4 指定管理者は、特別の理由があると認められたときは、教育委員会の承認を受けて使用料金の全部又は一部を免除することができる。

### **第4章 雑則**

(委任)

**第27条** この条例及び指定管理者条例に定めるものを除くほか、必要な事項は五戸町教育委員会が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月23日条例第15号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成16年6月14日条例第110号）

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

**附 則**（平成25年9月26日条例第26号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

**附 則**（令和3年12月8日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

**別表**（第10条関係）

歴史みらいパーク使用料

1 イベント広場を貸切り使用する場合

| 区分                  |             | 金額（1時間当たり） |
|---------------------|-------------|------------|
| 催物に使用する場合           | 入場料を徴収しない場合 | 1,000円     |
|                     | 入場料を徴収する場合  | 5,000円     |
| 興行又はこれに類するものに使用する場合 |             | 10,000円    |

2 イベント広場に売店等を設置する場合

| 区分         | 金額（1㎡までごとに） |      |
|------------|-------------|------|
| 売店等を設置する場合 | 1日          | 500円 |

備考

- （1）「入場料」とは、入場料、会費、賛助金、寄附金その他いかなる名目にかかわらず、入場者から使用者が徴収する金額をいう。
- （2）電気料は、別に実費を徴収する。